

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 事実及び理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

#### 第2 事案の概要

- 請求人は、〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社物流センターにおいて、倉庫内商品の梱包作業等に従事していた。
- 請求人は、上司及び同僚からのセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）、パワーハラスメント、嫌がらせ行為等を受け、それらの出来事の積み重ねによって、〇年〇月頃、寝付けない症状や在宅中も会社で言われたことを考えてしまう症状が顕著になったとして、同年〇月〇日、C医療機関に受診したところ、「適応障害」と診断された。請求人によると、同年〇月〇日の同僚からの暴力事件以後、休職したという。
- 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

#### 第3 当事者の主張の要旨

- 請求人

（略）

- 原処分序

(略)

#### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び時期について、D医師は、〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、同年〇月頃、心身の変調として仕事のオン・オフができなくなる等の症状が発生したとの請求人の申述及びE医師作成の同年〇月〇日付け意見書を踏まえた上で、同年〇月中旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断している。

当審査会としても、請求人の症状経過から、D医師の意見を妥当なものであると判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226号第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は見受けられない。

(4) 請求人は、業務による心理的負荷をもたらした出来事として、①F等から複数回にわたって注意書を交付されたこと、②〇年〇月、請求人がG及びHから暴言を受けたこと、③同年〇月〇日から同月翌日にかけて、請求人の梱包台等が強制的に移動させられる等の嫌がらせを受けたこと、④同月〇日、Iから胸を触られる等の暴力やセクハラを受けたこと、⑤〇年〇月〇日、請求人がJから暴言を受けたこと、⑥同年〇月頃に請求人の作業台の側にボイスレコーダーが置かれ、〇年〇月下旬頃には監視カメラが設置されたことにより、常に行動を見張られているようで嫌な気分になったことを主張しているため、以下検討

する。

ア ①の出来事について、請求人は、F等から口頭及び文書にて複数回にわたり業務上の指導や注意を受けたものの、それらの内容は業務改善につながらないため、業務に必要な指導や注意とはいえないと述べている。

この点、〇年〇月〇日、〇年〇月〇日、同月〇日、同年〇月〇日及び同年〇月〇日に、F等から請求人に対して「注意書」と題する書面（以下、「注意書」という。）が交付されたことが認められる。それらの記載内容及び注意指導等に関する議事録には、請求人に対する注意や指導として、要旨、上司の指示に応じない言動は慎むこと、請求人の職務と役割を守ること、終業時間を厳守することと記載されている。

注意書が交付されることとなった経緯について、Kは、〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「請求人は上司から注意を受けると強い態度を取り、また、同じことで注意を繰り返す必要があるためであった。」と述べている。この点、Hも、同日付け聴取書において、要旨、「請求人は梱包作業をする際に複数台の台車を確保する等、独自の行動をとることがあり、それが作業工程全体に影響を及ぼすと考え、そうした行為を控えるよう指導を行った。」と述べている。

当審査会としては、K及びHの申述には信ぴょう性があり、注意書及び指導については、作業工程全体を見る立場として、請求人に対し、より適切に行動するよう求めるものと認められ、認定基準別表1の具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとして評価するも、業務上必要な指導であったと評価すべきものであり、その心理的負荷の強度は「弱」であると判断する。

イ ②の出来事について、請求人は、同年〇月、Gから大きな声で「うるさい、この野郎。」と、Hから「いつまでもあなたの思うとおりになると思うなよ。」と暴言を受けたと述べている。

この点、K及びFは、同年〇月〇日付け聴取書において、Gがそうした発言をしたことは事実であると述べており、Hも、同年〇月〇日付け聴取書において、請求人の発言に対して「いつまでもあなたの思うとおりにならないから。」と言い返したことを認めている。

同出来事は、請求人と同僚等との間での口論であり、認定基準別表1の具

体的出来事の「同僚とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみて評価することが相当であるも、決定書理由に説示するとおり、業務遂行過程で生じた口喧嘩と評すべきものであり、その心理的負荷の強度は「弱」であると判断する。

ウ ③の出来事について、請求人は、同年○月○日の作業終了後から同月○日にかけて作業台等の位置の変更があり、従前に比べて請求人の作業に支障が出る状態となったものであり、請求人に対する意図的な嫌がらせであると主張している。

この点、Hは、同年○月○日付け聴取書において、要旨、「請求人の作業台の配置は他者のものと異なり、場所を広く取り、全体の作業効率に影響が生じていたこと、また、これを事業部長に指摘されたことから、同年○月に作業台の配置変更を決定したものである。」と述べている。さらに、Hは、後日、この件に関して請求人から不満を聞いたものの、最終的に作業台の配置変更を行ったと述べている。

同出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとはいえるものの、作業台の配置変更について上司との考え方と相違が生じたものにすぎず、その心理的負荷の強度は「弱」であると判断する。

エ ④の出来事について、請求人は、同年○月○日、梱包作業に必要な台車をIと取り合い、その際にIが掌か手の甲で請求人の胸を強く打ったとし、Iが暴力行為及びセクハラ行為を行ったと述べている。

この点、会社作成の同年○月○日付け、同月○日付け及び同年○月○日付けのヒヤリング記録並びに報告書において、確かに、請求人とIが台車の取り合いになり、その際に、請求人はIに胸を「触られた」と言い、Iは請求人に体を「押しつけられた」と言う等の言い争いがあった旨記載されている。しかし、請求人が、同月○日、L医療機関を受診し、「右胸部挫傷」と診断された事実は認められるものの、それがIによる暴力行為によるものであることやセクハラ行為があったことをうかがわせる診療記録等の証拠はない。

そうすると、④の出来事は、請求人と同僚との間でのトラブルの途上に左胸部に怪我をしたというものであり、認定基準別表1の具体的出来事の「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当すると

みて評価すると、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の強度は「弱」であると判断することが相当である。

オ ⑤の出来事について、請求人は、〇年〇月〇日、Jから「お前のせいだ残業が出来なくなった。」との暴言を受けたと主張する。

この点、Hは、〇年〇月〇日付け聴取書において、Jの残業の有無が請求人の仕事によって左右されることはないと述べており、また、Jによる暴言等も確認できないことから、決定書理由に説示するとおり、請求人の業務による心理的負荷には該当せず、出来事として評価することはできない。

カ ⑥の出来事について請求人は、何らの説明もなく、〇年〇月頃に、請求人の作業台にボイスレコーダーが設置され、〇年〇月下旬頃には、監視カメラが設置されたことで常に行動を見張られているようで嫌な気分になったと主張する。

この点、Kは、〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「〇年秋頃、請求人と同僚との間で言い分が食い違うためボイスレコーダーの設置を提案したところ、請求人も了承した。」と述べており、また、「〇年〇月末に防犯カメラを設置したのはセキュリティを目的とするものであった。」と述べている。

そうすると、同出来事は、決定書理由に説示するとおり、請求人の業務における心理的負荷になるとは考えられず、出来事として評価することはできない。

なお、請求人が真意においてボイスレコーダーの設置に同意していなかつたとしても、上記事情の下においては、同装置の設置が不合理であるとは評価し得ず、業務上による心理的負荷に該当しないものであることは上記のとおりである。

(5) 以上のとおり、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における出来事は、心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が4つであり、それら出来事は相互に関係しておらず、また、請求人に恒常的な長時間労働は生じていないことから、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」と判断する。

(6) 業務以外の心理的負荷や個体側要因については、特に評価すべき要因は認められない。

(7) したがって、請求人に係る業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であり、

「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

### 3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。